

国際情勢報告



韓国政府、「障害者支援総合対策」を計画

—「2007年から4年間1兆5千億ウォンを追加投入」—

韓国では、1998年に「障害者福祉発展第一次5か年計画」、それに続き「第二次5か年計画」が実施されました。また、1998年には障害のある人々の完全な社会参加と平等による社会的統合の達成を目指した「障害者人権宣言」が制定されています。具体的な施策としては、重度障害者とその家族に対しては障害者手当てと教育費の補助の提供、所得税や車の取得税などの減税措置、障害者の雇用に対する雇用助成、福祉機器に対する付加価値税の免除などがおこなわれています。

〈韓国の障害者福祉施策〉

2004年現在、登録障害者は162万人、推定障害者人数は184万人となっている。

具体的な施策としては、障害者福祉の拡大のために、①障害発生の予防、②障害者の登録及び調査研究、③障害者の所得保障・生活安定支援と負担軽減、④障害者福祉施設・便宜施設の拡充、⑤障害者認定範囲の拡大、⑥障害者リハビリテーションの支援、また、障害者雇用の促進のために、①障害者雇用義務制度（法定雇用率2.0%）の実施、②障害者雇用促進の支援、③就職斡せん及び職業訓練の実施等をおこなっている。

※世界の厚生労働2006より

しかし、韓国政府はこれまでの障害者政策は不十分で、政府の努力にもかかわらず障害者の生活の質は相変わらず低いレベルに留まっていると分析しました。

そして、韓国の韓明淑国務総理は、2006年9月4日に障害者福祉を画的的に向上させるために「障害者支援総合対策」を策定したと発表しました。

総合対策の関係資料によれば障害者の世帯月平均所得は163万ウォン、都市勤労者世帯所得329万ウォンで障害者の所得レベルは健常者の半分に過ぎず、基本的な生活さえ難しいレベルだそうです。

教育においても特殊教育対象と推定される障害がある学生のうち、特殊教育を受けた学生は70.2%に過ぎません。障害者差別も続いており、就職年齢である20～49才の障害者のうち、就職時に差別を経験した障害者は42%にのぼっているとのこと。

障害者の急増と新しい要求の登場も今回の対策の背景となりました。同資料によると1990年から2005年まで、推定障害者は年平均5.7%ずつ増加し、登録障害者は年平均15.6%ずつ増加しています。

韓国政府は、このような中で移動の保障、介護サービス、障害者差別禁止法制定、教育の保障など、障害者の間から新しい要求がすでに寄せられていると説明しています。

韓国政府は、障害者の基本的な生活保障の問題解決とともに、新しい要求に対応しなければならないという二重の課題に直面しています。こうした状況

の中で少ない財政支出、偏った資源配分、不足する部分と重複する部分の残る既存の政策では、これらの2つの課題を解決することは困難だと判断し、新しいパラダイムに立った持続可能な総合対策を設ける必要性を感じて、今回の対策にいたったといわれています。

この度、本会は、韓国福祉財団の李光文氏からこの「障害者支援総合対策」に関する情報提供を受けましたので、ご紹介いたします。

10余りの関係部署の合同で作られたという今回の障害者支援総合対策は3つの分野13の詳細課題に分かれています。

最初の分野は「障害者の基本的な生活の保障」で、「所得保障の大幅な改善」、「医療サービスアクセシビリティ向上」、「教育機会の拡大および充実化」、「住居支援の拡大」、「雇用支援システムの革新」など5課題を選定しています。

第2の分野は「社会参画の拡大および推進」で、「移動権の拡充」、「重症障害者自立生活のための活動支援」、「字幕放送拡大」、「情報アクセシビリティ向上」、「リハビリ補助地区開発・普及の拡大」、「障害者差別禁止法の制定推進」、「女性障害者の支援強化」の7課題が含まれています。

最後の分野は「政策推進システムの革新」で、ここでは「障害者サービス提供システムの革新」が主要課題とされました。

それでは今回の対策を分野別に見ましょう。

1. 所得保障の改善

- ① 2007年から基礎生活受給者である重症障害者の障害手当は2倍近くに（月7万ウォン→13万ウォン）、また障害児童扶養手当は3倍近くに（月7万ウォン→20万ウォン）と大幅に引き上げます。
- ② 次に上位所得層の障害世帯に対する支援を新設し、重症障害者には月12万ウォンを、重症障害児童には月15万ウォンを支給します。

ア. 障害手当（18才以上の障害者）

	改正案	現行
基礎生活受給権者	重症：月13万ウォン 軽症：月3万ウォン	重症：月7万ウォン 軽症：月2万ウォン
上位所得層	重症：月12万ウォン 軽症：月3万ウォン	

イ. 障害児童扶養手当（18才未満の障害児童）

区分	改善案（2007）	現行
基礎生活受給権者	重症：月20万ウォン 軽症：月10万ウォン （障害手当と統合）	1級：月7万ウォン （障害児童扶養手当） 障害手当 重症：月7万ウォン、 軽症：月2万ウォン
次上位所得層	重症：月15万ウォン 軽症：月10万ウォン	

〈韓国国務調整室・記者配布資料より〉

2. 教育機会の拡大

- ① 障害学生に対する教育も強化して、2010年からは幼稚園・小中高校の全課程に対して義務教育を実施。また医療サービス提供、インフラ構築のために2007年度に国立リハビリ院、リハビリ病床を100病床増やして300病床へ拡充します。

3. 移動権の拡充

- ① 障害者の移動権を大幅拡充させるために、2008年まで「韓国型低床バス標準モデル」を開発して「13年まで全国市内バスの30%～50%を低床バスにします。
- ② 2008年までに各地下鉄駅舎にエレベータなどの移動便宜施設を設置して、障害者、老人などがバスと大衆交通を利用して、移動するのに際して制約がないようにします。

4. 自立生活の支援

- ① 在宅重症障害者の深刻で切実な欲求である介護、移動、活動支援のために、2007年から活動を補助する人的サービス制度を導入して、低所得障害者13,365人に提供します。

5. 情報アクセス機会の強化

- ① 字幕放送の編成について、現在の56%から2006年末までに70%に向上させて、特に2007年からは障害者選好プログラム（ニュース、ドラマ）を90%以上に拡大します。
- ② 情報アクセシビリティを向上するために情報通信補助機器と中古PCを普及させることで、障害者の情報アクセスレベルを2010年までに健常者と比べ90%まで向上させます。

6. 女性支援の強化

- ⑥ 女性障害者に対する暴力予防および被害者保護を強化するなど女性障害者に対する差別を解消させます。

近年、障害がある人たちはサービスの活動を補助する人的サービスの制度化を訴えてきました。2005年に保健福祉部が実施した障害者実態調査によれば、日常生活で他者の支援が「常時」または「ほとんど常時」必要な障害者は約34万人います。しかし今回の発表で介護サービスを提供する対象者数は低所得障害者1万3,365人です。そして保健福祉部が障害者団体とともに組織した「活動補助支援制度導入のためTFT」資料によれば2007年度に国庫予算105億、地方費を含めると140億程度をこのサービスに使用するそうです。

これを時間当たり単価5,000ウォン（サービス提供機関の運営費含む）を基準で計算すると、障害者1人当たり月平均17.5時間のサービス提供になります。

障害者教育においては、2010年から幼稚園課程と、高等学校課程までの全教育課程を義務化します。教育人的資源部が実施した《2005年度特殊教育実態調査書》によれば142校の特殊学校と4,676クラスの特殊学級、そして一般学級に在学している障害学生のすべて合計は58,362人だそうです。

韓国政府は2005年を基準として特殊教育対象者数を93,339人と推定し、そのうち教育を受けている割合が62.5%で、現在は70.2%となっているとしています。

これから多くの学齢期の障害児童に教育の機会を提供しようとするなら、2010年までに多くの特殊学級を増設しなければならず、そのためには多くの予算が必要になります。

そのため韓国政府は、2007年から2009年まで「民間資本」(BTL)の導入によって、特殊学校14校、特殊学級950クラスを増設するとしています。BTLはBuild Transfer Leaseの略語であり、民間資本が施設を作り、政府が賃料を支払う方式です。政府は2005年1月には既存の「社会間接資本施設に関する民間投資法」を「社会基盤施設に関する民間投資法」として改正して、民間投資の対象施設に学校を含めました。しかし一方では教育機関増設を民間資本の導入でおこなうことについて疑問視する意見もあります。

韓明淑国務総理は「今回の対策は、予算の裏付けがある実効性ある政策である」ことを強調しながら、2007年から本格施行されることを明らかにしました。歳出構造調整などにより、財源を調達する計画です。

2007年から4年間1兆5千億ウォンを追加投入します。これを4年に分ければ1年で3千7百億ウォンになります。このうち、障害関連手当の拡大だけでも、来年には早くも3千371億ウォンが追加で必要となると見込まれています。

残るのは年間4百億ウォンです。これだけで他の事業が本当にできるのか心配する声もでています。

一方、障害者団体は、この予算はどこで出てくるのか疑問視しています。実際、政府が2006年に2,700億程度を投入して支援を始めた障害者車両LPG補助金制度を来年から大幅に縮小して2010年までに完全に廃止することを決めたため、いくつかの障害者団体は予算を付け替えたただけだと主張しています。

韓国政府は、障害者差別禁止法制定のために各種障害者団体と十分に議論すると言っています。

予算についてある議員は、「障害者差別禁止法施行に関して必要な社会的費用が1千億ウォン未満なら、今の定期国会で通過させるように努力する」と言ったそうです。実効性ある最小限の障害者差別禁止法の実施のためには、大体その程度の予算が必要だということです。

韓国政府は、今回の総合対策を推進する一方で、障害者政策を一段階、ステップアップさせるために障害者登録判定およびサービス提供システムを現在の供給者中心から需要者中心へと変えていく予定です。今後3年間の準備期間を経て、需要者型システムが2010年から全面施行されれば、障害者福祉の枠組みに根本的な変化がもたらされるものと期待されています。

そして、政府は今回の総合対策で障害者の生活レベルがより向上して、障害者が社会で差別なく堂々と暮らしていける契機となり、韓国社会がより成熟した統合社会へとステップアップするための環境を整備することができると評価しました。

また今回の対策に含まれない障害者差別禁止法の制定および文化・体育などに関連した議論なども具体化していき、一過性でない一連の障害者対策を継続的に設けることを示唆しています。

障害者支援総合対策(要約)

1. 推進の背景

- 障害者の所得レベルは健常者の半分レベルに過ぎない
 - ※ 障害者世帯月平均所得：163万ウォン(都市勤労者世帯所得329万ウォンの50%)
- 特殊教育対象の推定障害学生99,665人のうち、特殊教育受講学生は62,538人で70.2%に過ぎない
- 障害者の間に新しい要求が登場
 - 活動補助人サービス、障害者差別禁止法の制定、教育権保障要求等
 - 新しいパラダイムに立ち持続可能な総合対策を策定

2. 基本構想

3領域・13項目の詳細課題の推進

- 1. 「障害者の基本的生活の保障」領域の5つの課題**
 - ① 所得保障の画期的改善
 - ② 医療サービスへのアクセシビリティの向上
 - ③ 教育機会の拡大および充実化
 - ④ 住居支援の拡大
 - ⑤ 雇用支援体系の革新
- 2. 「社会参画の拡大および推進」領域の7つの課題**
 - ⑥ 移動権の拡充
 - ⑦ 重症障害者自立生活のための活動支援
 - ⑧ 字幕放送拡大
 - ⑨ 情報アクセシビリティの向上
 - ⑩ リハビリ補助器具開発・普及の拡大
 - ⑪ 障害者差別禁止法の制定推進
 - ⑫ 女性障害者の支援強化
- 3. 「政策推進システムの革新」領域の1つの課題**
 - ⑬ 障害者サービス提供システムの革新

↑

総合対策推進時の追加必要予算規模：約1兆5千億ウォン

3. 主な内容

A. 所得保障

- 2007年から障害手当を大幅に引き上げ、支援対象も次上位所得層まで拡大
 - ※ 基礎生活受給権者：重症・月7万ウォン(2006年)→重症・月13万ウォン(2007年)
 - 次上位所得層：重症・なし(2006年)→重症・月12万ウォン(2007年)
- 2007年から18才未満障害児童のための扶養手当を大幅に引き上げ、支援対象も拡大
 - ※ 基礎生活受給権者：1級児童・月7万ウォン(2006年)→重症児童・月20万ウォン(2007年)
 - 次上位所得層：重症児童・なし(2006年)→重症児童・月15万ウォン(2007年)
 - 次上位所得層以下のすべての軽症児童：なし(2006年)→月10万ウォン(2007年)

B. 教育権保障

- 障害学生の教育機会完全保障のために2010年から幼稚園・小中高校の全課程の義務教育実施
- 障害学生の義務教育実施のための基本インフラ構築
 - 2007年から2009年まで民間資本(BTL)導入により、特殊教育学校14校新設、特殊学級950クラス増設
 - ※ 特殊教育学校新設：2007(3校)→2008(5校)→2009(6校)
 - ※ 特殊学級増設：2007(350クラス)→2008(300クラス)→2009(300クラス)
 - ※ 2009年まで特殊学級設置教に対する障害者便宜施設の完全設置

C. 住居支援の拡大

- 障害者世帯の住宅改造支援を引き続き推進(2007年、1,000世帯)
- 2008年からは農漁村以外にも全国在宅障害者世帯に拡大推進
- 2015年まで毎年、多世帯分譲・賃貸住宅供給量の3%(2007年135戸)をグループホームとして活用

D. 雇用支援システム革新

- 2007年から研究事業により、職業的障害概念の導入案検討
- 障害者登録判定制度およびサービス提供システムの改編と併行推進
- 職業評価士の人材拡充などインフラ構築作業の推進
- 重症障害者の就職支援サービス強化
 - 障害類型別の特化訓練および企業と連携した適合訓練拡大
 - 補助工学サービス活性化により重症障害者の就職支援強化

E. 障害者の移動権拡充

- 2008年までに「韓国型低床バス標準モデル」を開発
- 2013年まで全国市内バスの30~50%を障害者が利用可能な低床バスに切換
- 地下鉄利用便宜拡充のため2008年まで各駅舎に移動便宜設備設置

F. 選択的福祉制度の施行

- 家族の支援を受けて家で生活する低所得層障害者13,365人に活動補助サービス支援
- 家族の支援を期待しにくい次上位重症障害者392人に対して療養施設入所費実費のうち、一部を支援(月27万ウォン)
 - ※ 基礎受給者は生活施設に無料入所可能

G. 字幕放送拡大

- 字幕放送の編成拡大を施行
- 2006年8月現在56%レベルの字幕放送を2006年末までに70%編成
- 2007年から障害者選好放送番組(ニュース、ドラマ)は90%以上の編成に拡大
- 字幕放送受信機の普及拡大
 - 現在、聴覚障害者対象が13%レベルのアナログ字幕放送受信機の普及率を2009年末までに30%(45,355台)レベルへ向上

H. 情報アクセシビリティの向上

- 2010年までに一般国民との対比で障害者の情報アクセスレベルを90%まで向上
- 2010年まで補助機器を常に必要とする需要者48,000人に100%普及
- 2010年まで中古PC350千台を普及させて、ぜい弱層のPC保有率を80%に向上
 - ※ 2005年の障害者PC保有率は66%

I. 障害者差別禁止法制定関連

- 政府と各種障害者団体が共同参画する『障害者差別禁止法官民共同企画団』を貧富格差差別是正委員会に改編(2006.8.16)
- 各種障害者団体と積極的な議論を進行

J. 女性障害者への支援強化

- 女性障害者に対する暴力予防および被害者保護強化
- 被害者保護施設(相談所、生活施設など)を引き続き拡充し、性暴行被害者の入所期間を現実に即したものに(6ヶ月→1年)
- 女性障害者リーダーグループのデータベース構築および国内外活動支援
- 成年期女性障害者に対する均等な雇用機会確立および雇用促進強化

K. 障害者登録判定およびサービス提供システムの改編

- 2007年~2009年研究事業と試験事業を経て2010年から本格施行予定
 - ※ 障害判定：現行の医学的判断のみ→医学的判断以外にも勤労能力および社会的な生活能力も含む多角的評価方式へ転換を推進
 - ※ サービス提供システム：多角的評価方式に基づく障害判定と障害者ニーズとつながった需要者中心の提供システムの構築を推進